

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス
管理委託契約約款改定（新旧対照表）

※下線が変更部分

管理委託契約約款の規定	
変更後	変更前
<p>(管理委託の範囲)</p> <p>第 2 条</p> <p>3 (2) ビデオグラムへの複製等</p> <p>音をもつばら映像とともに再生することを目的としてビデオグラム（ビデオテープ、ビデオディスク等の記憶媒体）へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。ただし、<u>(3)(4)(5)</u>に含まれるものは除く</p> <p>(3) マルチメディアパッケージへの複製等</p> <p>音をもつばら画像やテキストや映像などと共に再生させることを目的として、総再生時間を特定できない方法でマルチメディアパッケージ（CD-Rom、DVD-Rom 等の記憶媒体）へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること</p> <p><u>(4) ゲームソフトへの複製</u></p> <p><u>ゲームソフトにおいて著作物を再生させることを目的として、マルチメディアパッケージ等へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること</u></p> <p><u>(5) 映画録音</u></p> <p>映画館などの場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に映像と共に著作物を複製し、またはその複製物により頒布すること</p> <p><u>(6) コマーシャル送信用録音</u></p> <p>放送、有線放送、インタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、その固定物を増製し、又はそれらの固定物により頒布もしくは譲渡すること</p> <p><u>(7) インタラクティブ配信（業務用カラオケ及び専用端末を用いた家庭用通信カラオケを除く。）</u></p>	<p>(管理委託の範囲)</p> <p>第 2 条</p> <p>3 (2) ビデオグラムへの複製等</p> <p>音をもつばら映像とともに再生することを目的としてビデオグラム（ビデオテープ、ビデオディスク等の記憶媒体）へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。ただし、(3)(4)に含まれるものは除く</p> <p>(3) マルチメディアパッケージ <u>(ゲームソフトを含む)</u> への複製等</p> <p>音をもつばら画像やテキストや映像などと共に再生させることを目的として、総再生時間を特定できない方法でマルチメディアパッケージ <u>(ゲームソフトを含む)</u> (CD-Rom、DVD-Rom 等の記憶媒体) へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 映画録音</u></p> <p>映画館などの場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に映像と共に著作物を複製し、またはその複製物により頒布すること</p> <p><u>(5) コマーシャル送信用録音</u></p> <p>放送、有線放送、インタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、その固定物を増製し、又はそれらの固定物により頒布もしくは譲渡すること</p> <p><u>(6) インタラクティブ配信（業務用カラオケ及び専用端末を用いた家庭用通信カラオケを除く。）</u></p>

著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴って複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用すること

(表明保証)

第4条 JRC に対して著作権の管理を委託しようとする者は、契約を締結するまでの間、委託者は JRC に対して、契約締結時から契約終了時までの間において、下記事項に該当しないことを表明し保証する。

- (1) 自らの利害関係者又は主な株主及び取引先等が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という）でないこと
- (2) 反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと
- (3) 自ら、自らの利害関係者又は主な株主及び取引先等が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与していないこと
- (4) 自ら、自らの利害関係者間又は主な株主及び取引先等が意図して反社会的勢力と交流を持っていないこと
- (5) 管理委託契約に基づく取引に関して国内外すべての法令を遵守していること

(管理委託契約の締結)

第5条 JRC に対して著作権の管理を委託しようとする者は、管理委託契約申込書に必要な資料を添えて JRC に提出しなければならない。

2 JRC は、前項の申し込みに対して、著作権の管理を受託することが適当と認めたときは、これを承諾するものとする。但し、第4条に定める表明保証に反するとき、必要な資料の提出がなかった場合には、前項の申し込みを承諾しないことができる。

3 JRC は、管理委託契約を締結したときは、すみやかに委託者に対し管理委託契約承諾書を交付する。

(使用料の分配)

第10条 JRC は、委託者の指定により、委託者又は委託者の指定した者（以下「分配金受領者」という。）に対して、收受した使用料（第8条第2項により外国の著作権管理団体等から

著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴って複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用すること

(新設)

(管理委託契約の締結)

第4条 JRC に対して著作権の管理を委託しようとする者は、管理委託契約申込書に必要な資料を添えて JRC に提出しなければならない。

2 JRC は、前項の申し込みに対して、著作権の管理を受託することが適当と認めたときは、これを承諾するものとする。

3 JRC は、管理委託契約を締結したときは、すみやかに委託者に対し管理委託契約承諾書を交付する。

(使用料の分配)

第9条 JRC は、委託者の指定により、委託者又は委託者の指定した者（以下「分配金受領者」という。）に対して、收受した使用料（第7条第2項により外国の著作権管理団体等から收受

収受した使用料を含む。)から第12条に定めるJRCの管理手数料を控除した金額を分配する。
(同条第2項以下変更がないため表記略)

(管理手数料)

第12条 委託者がJRCに支払う管理手数料は、JRCが収受した使用料に10%以内でJRCが定めた率を乗じた額とする。

2 第8条第2項の規定によりJRCが外国の著作権管理団体等に著作権管理を再委託した場合には、JRCは、当該著作権管理団体等との間で定めた管理手数料率に、10%以内でJRCが定める手数料率を加えた料率を用いて算出した金額を管理手数料とすることができる。

(分配請求権の譲渡又は質入の禁止)

第18条 委託者は、JRCの承諾を得なければ、使用料の分配請求権の譲渡又は質入をすることができない。第10条第1項の定めにより委託者から指定された分配金受領者がこれらを行う場合には、JRCの承諾に加えて、委託者の承諾も得なければならない。

(受託者からの管理委託契約の解除)

第20条 JRCは、委託者に次の各号に掲げる事由があるときは、何ら催告を要せず、書面をもって通知することにより管理委託契約の全部又は一部を即時解除することができる。

- (1) 著作権の全部を失ったとき
- (2) 著作権の管理権限を失ったとき
- (3) 支払停止の状態に陥り、手形交換所の取引停止処分をうけ、又は破産、民事再生、会社更生手続などの申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき
- (4) 合併によらず解散したとき
- (5) 第4条の表明保証に反することが発覚したとき、又は管理委託契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、風説の流布や偽計によって、又は威力を用い、JRCの信用を毀損し、またはJRCの業務を妨害したとき、またはそれらに類する行為があったとき
- (6) その他、管理委託契約を継続することが不可能又は著しく困難な事情が生じたとき

した使用料を含む。)から第11条に定めるJRCの管理手数料を控除した金額を分配する。
(同条第2項以下変更がないため表記略)

(管理手数料)

第11条 委託者がJRCに支払う管理手数料は、JRCが収受した使用料に10%以内でJRCが定めた率を乗じた額とする。

2 第7条第2項の規定によりJRCが外国の著作権管理団体等に著作権管理を再委託した場合には、JRCは、当該著作権管理団体等との間で定めた管理手数料率に、10%以内でJRCが定める手数料率を加えた料率を用いて算出した金額を管理手数料とすることができる。

(分配請求権の譲渡又は質入の禁止)

第17条 委託者は、JRCの承諾を得なければ、使用料の分配請求権の譲渡又は質入をすることができない。第9条第1項の定めにより委託者から指定された分配金受領者がこれらを行う場合には、JRCの承諾に加えて、委託者の承諾も得なければならない。

(受託者からの管理委託契約の解除)

第19条 JRCは、委託者に次の各号に掲げる事由があるときは、何ら催告を要せず、書面をもって通知することにより管理委託契約の全部又は一部を即時解除することができる。

- (1) 著作権の全部を失ったとき
- (2) 著作権の管理権限を失ったとき
- (3) 支払停止の状態に陥り、手形交換所の取引停止処分をうけ、又は破産、民事再生、会社整理、会社更生手続などの申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき
- (4) 合併によらず解散したとき
- (新設)
- (5) その他、管理委託契約を継続することが不可能又は著しく困難な事情が生じたとき

(同条第 2 項以下変更がないため表記略)

(JRC の通知・送金)

第 21 条 JRC が本約款及び管理委託契約に基づいて行う送金（以下「送金」という）及び書面による催告その他の一切の通知（以下「通知」という）は、委託者の届け出た通知先の住所又は送金先に宛て行うものとする。

2 前項の書面による催告その他の通知の通知先の住所には、電子メールのアドレスも含まれるものとする。

3 JRC は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、送金及び通知を留保することができる。

- (1) **第 16 条**第 3 項、**第 17 条**第 2 項に定める届出がなされないとき
- (2) 委託者から届け出られた住所に宛てた通知が、連続して 2 回以上到達しなかったとき
- (3) 委託者から届け出られた送金先に宛てた送金が到達しないとき
- (4) 分配請求権に対する質権の実行、滞納処分その他の差押があったとき

4 本条第 3 項各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本約款及び管理委託契約に基づく JRC の委託者に対する一切の義務履行地は、本約款及び管理委託契約の定め、並びに委託者の届け出た通知先の住所及び送金先にかかわらず、JRC の事務所とする。また、通知は、JRC が委託者の届け出た通知先の住所宛に発送又は送信したことをもって通知を行ったものとみなす。

附則

(実施日等)

2 本約款は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

(同条第 2 項以下変更がないため表記略)

(JRC の通知・送金)

第 20 条 JRC が本約款及び管理委託契約に基づいて行う送金（以下「送金」という）及び書面による催告その他の一切の通知（以下「通知」という）は、委託者の届け出た通知先の住所又は送金先に宛て行うものとする。

2 前項の書面による催告その他の通知の通知先の住所には、電子メールのアドレスも含まれるものとする。

3 JRC は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、送金及び通知を留保することができる。

- (1) **第 15 条**第 3 項、**第 16 条**第 2 項に定める届出がなされないとき
- (2) 委託者から届け出られた住所に宛てた通知が、連続して 2 回以上到達しなかったとき
- (3) 委託者から届け出られた送金先に宛てた送金が到達しないとき
- (4) 分配請求権に対する質権の実行、滞納処分その他の差押があったとき

4 本条第 3 項各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本約款及び管理委託契約に基づく JRC の委託者に対する一切の義務履行地は、本約款及び管理委託契約の定め、並びに委託者の届け出た通知先の住所及び送金先にかかわらず、JRC の事務所とする。また、通知は、JRC が委託者の届け出た通知先の住所宛に発送又は送信したことをもって通知を行ったものとみなす。

附則

(実施日等)

2 本約款は、平成 18 年 2 月 15 日より施行する。